



第 22 号

発行人 小笠原 正

編集人 望月 浩一郎

日本スポーツ法学会事務局

〒190-0016 東京都立川市泉町九三五番地

二二六―三〇一

総合スポーツ研究所内

電話 〇四二―五四〇―一〇九二

FAX 〇四二―五四〇―一〇八九

日本スポーツ学会 第11回大会

日本スポーツ学会第十一回大会は
二月二〇日(土)に早稲田大学国
際会議場三階第II会議室を会場と
して開催されます。

当日は一〇時受付開始で、一〇時
二〇分から自由研究発表が、森克己
会員(鹿屋体育大学)「イギリス一
九九八年人権法とスポーツ」、齋藤
健司会員(神戸大学)「スポーツに
おけるクラス分けに関する紛争の法
的性質について」、水沢利栄会員
(福井大学)「スポーツイベントにお
ける参加受付時の安全対策の試み」、
小谷寛二会員(呉大学)「リスクの
高い大学実習における安全配慮注意

義務をめぐって―大学卒業研究中の
実習事故事例を中心として―の四
題目(順不同)で行われます。引き
続き総会を開催し、午後一時三〇分
から基調講演は、佐藤由夫氏(日本
自由時間スポーツ研究所)「地域ス
ポーツクラブの育成と法・日本と外
国の比較」。シンポジウムの提言者
は浦川道太郎会員(早稲田大学)

「事故補償と民事責任」、中村祐司会
員(宇都宮大学)「生涯スポーツと
地域型スポーツクラブ」、鈴木知幸
会員(東京都教育庁)「スポーツク
ラブの運営と事故についての法的責
任」です。(詳細は同封資料)

夏期合同研究会報告

去る二〇〇三年七月二六日、岸
記念体育館で、「スポーツ仲裁とド
ーピング」をテーマに夏期合同研
究会が行われた。奈良教育大学の
木村真智子先生と、東京大学大
院総合文化研究科の福林徹先生か
らテーマに関するご報告をいただ
き、ディスカッションが行われた。
なお、予定報告者のお一人であつ
た小寺彰先生は、現在スポーツ仲
裁機構に現実具体的に関わってい
る立場上、公の場での発言がしに
くい状況にあることを理由に、今
回の研究会への出席をご辞退され
た。

木村先生からは「ドーピング問
題を生み出した近代競技スポーツ
の矛盾」という題で、現代におけ
るドーピング問題を「近代競技ス
ポーツがもともと構造的に胚胎し
ていた矛盾が露呈してきたものに
ほかならない」という立場に立つ
た上での刺激的な報告が行われた。
この中で、論点として、そもそも
「ドーピングとは何か」ということ
が不明確であるという問題意識が
ある。ドーピングに関しては一九
六三年に欧州評議会が出された
「本質的規定」が有効視されている
わけだが、何を「人為」「不正」
「異常」とみなすかというところに
様々な解釈が入る余地がある。そ
してドーピングリストに何が選ば
れているかについても、その判断
の基準が不明で、「都合主義的な
規定になる可能性」あるいは国際
関係・国際政治の力関係が作用す
ることが否定できないと指摘する。
このような「都合主義」や力
関係は、決して偶然ではなく、構
造的に生み出されたものであり、
それは近代競技スポーツそれ自体
が持つ特徴に起因すると考える。

それはより速く、より高く、より強く、を指す「進歩発展性」の原理と、隠れてルール違反をしないなどの「潔白性」の規範が存在し、両者を同時に満たすことが至難の業になってしまっているという現実があるということである。そのことは、もはやドーピングをしなければ「進歩発展性」を満たすことはできない状況にきているにも関わらず、ドーピングの事実を表面的に隠しながら競技スポーツの「潔白性」のイメージを保とうとするところには、スポーツ組織それ自体の「偽善、権力と隠蔽の構造」があるとするとする。

また「進歩発展性」の原理を追求することには、テクノロジーの助けが必要になってきているのは事実で、他者を自己の体内に取り込む「ドーピング」は認められないこの状況の違いは何か。それはスポーツが「身体の自己完結性」を求めているからであり、それゆえにドーピングは悪であるという結論が導きだされると考えられる。しかしながら木村先生は、そのよ

うな考え方そのものが「高慢」ではないかと批判されるのである。そもそも私たちは人間である以上、他者を取り込んで生きており、それをスポーツの「潔白性」により排除することは、生身のアスリートにとっても「暴力的」である。そのような意味では、「アスリート本位で、この暴力を最小限に抑えるやり方を模索していく必要」こそがスポーツの世界に求められているのではないかという問題提起であった。

福林先生は、二〇〇三年度に行われる静岡県での題五八回国民体育大会からドーピング・コントロールが本格的に導入されることになり、その具体的な対応について報告をされた。国体でのドーピング・コントロールは、世界アンチ・ドーピング規定に則って、国体アンチ・ドーピング規定により実施される。検査方法は、競技会検査と、競技外検査を平行して実施し、競技会検査では検査態勢が整った競技から順次実施していき、それ以外については競技外検査を実施する。したがって、全競技者が検査の対象になるが、平成一五

年度については費用等の問題から、検体数は五〇検体、今後四〜五年をかけて三〇〇検体程度を目標としていくことになっている。対象競技は、競技団体と調整し、平成一五年度夏季大会においては二競技、秋季大会四競技、冬季大会では一競技を目安にしている。

競技会検査においては、ドーピング検査は、まず「通告」から始まる。競技終了後、エスコート役員から「通告書」が示されたら、役員の身分を確認した上で、通告書の内容により「自分が対象であることを」を確認したら同意のサインをする。ドーピング検査室には、チームドクター、監督、コーチなどの同伴者を一人付き添いで認められているので、その人と一時間以内に検査室へ向かう。一時間以内に検査室に行くことが不可能な場合は、エスコートに告げ、ドーピング・コントロール・オフィサーと相談をする。競技外検査では、四八時間以上の予告期間がもうけられている。ドーピング検査を断ると、自分がクリーンであることを証明できない、疑われても仕方

がない、最も重い違反と同じ処分を受けるなどの制裁が加えられることになる（国体の参加資格を失うだけでなく、競技団体の規則により一定期間の資格剥奪がある）。そのようなことを理解してもらおうための啓蒙の場としての位置づけもある。しかしながら、検体数が十分でないこと、またたとえば未成年者にドーピング違反が出た場合の、マスコミでの扱いなどについては、まだ明確な基準があるわけではなく、今後の課題も多いとの報告がなされた。

アンチ・ドーピングという考え方が一般的になる中での、木村先生の報告は刺激的であったことから、双方の方向のディスカッションが期待されたが、体調不良のため先生がご退席された関係で、聴衆から問題提起がなされただけに終わった。また、現実にドーピング・コントロールが国体で実施されることへの関心も強く、こちらは今後の運営についての活発な議論が展開された。

(小林 真理)

ADR研究専門委員会

ADR研究専門委員会の第三回研究会が、十一月九日(土)に早稲田大学大隈会館で開催された。今回は、上柳敏郎会員(弁護士)が「千葉すず仲裁事件の経験から日本のスポーツ仲裁を考える」という報告を、出井直樹弁護士が「スポーツADRと弁護士会の取り組み」について報告された。

上柳会員は、まず、日本水泳連盟の代理人として千葉すず仲裁事件に関わった立場から、事件の発端となった原処分から仲裁判断までの一連の流れについて解説された。CASの仲裁には、一般仲裁(ordinary procedure)と上訴(appeal procedure)があり、この件では、CASの判断で後者が適用されたこと、緊急性のある事件というだけで単独審判になったこと、申し立てには損害賠償も含まれていたが、審査対象は選考しなかったことのみになったことなど

が紹介された。

最後に、上柳会員は、この事件が日本の司法制度や弁護士の機能と信頼性に対して問題を提起したこと、今後の他のスポーツの各種選考における判断基準とその公開のあり方等について大きな意義があったことなどを指摘した。

出井弁護士は、まず始めに、弁護士会のADRへの取り組みとして、日弁連の活動や各弁護士会による仲裁センター設立の動き、活動などについて説明があった。そして、二〇〇一年には日弁連の中にADRセンターが設置され、単位会活動を全国に拡げること、司法制度改革議論のバックアップ、他のADR機関との連携といった活動内容が紹介された。

スポーツADRについては、・スポーツ事故損害賠償、・出場資格、競技中の判定、ドーピング判定などを巡る紛争、・プロにおけ、

る報酬契約、報酬金額を巡る紛争、・選手を巡る諸契約に関する紛争、・組織内部の各種トラブル、などがその対象範囲として挙げられた。

次に、これまでの弁護士会ADRでの取り扱い実績として、第二東京弁護士会仲裁センターにおける事故を巡る紛争や実業団の移籍を巡る案件が紹介された。また、日弁連のADRセンターにスポーツ・エンターテインメントプロジェクトチームが設置され、現在制度設計が図られていることも報告された。

最後に、スポーツADRの課題として、専門性の問題やいかに案件を取り込むかといった問題を挙げられた。また、一般的にADRは費用がかからないと思われているが、スポーツADRに限らずADR全般に通じることとして、民間ADRは高額になること、スポーツADRでは基本的に個人が当事者になるので費用の問題が重要になると指摘された。

質疑では、上柳報告に関してはCASの仲裁手続きに関して細か

な質問が集中し、出井報告に対しては、スポーツADRのあり方や制度設計といった話題から日本のプロ野球を巡る諸問題にまで拡がり、いずれも活発な議論が展開された。

二〇〇二年夏季合同研究会における道垣内会員の報告にもあったが、四月には日本スポーツ仲裁機構(JSAA: Japan Sports Arbitration Association)が創設され、いよいよわが国においてもスポーツADRが始動する。しかし、JSAAの対象範囲は限定されていて、すべての紛争がたいしょうとなつてはいないので、今後、本研究会では、学会としてスポーツADRにどう関わっていくのか、スポーツADRを巡る問題点の整理、いかに普及させていくかなど、幅広く議論をしていきたい。

森 浩寿(日本大学)記

※本研究会は二〇〇二年に開催されたものです。紙面の都合で掲載が遅れたことをお詫びします。

理事会議事要録

二〇〇三年 第三回

日時：二〇〇三年七月二十六日（土）

場所：岸記念体育会館スポーツマン

クラブ

出席理事：菅原哲朗副会長、望月浩

一郎事務局長、濱野吉生、井上洋

一、佐藤千春、諏訪伸夫、森川貞

夫

委任状提出：小笠原正会長、浦川道

太郎、奥島孝康、中村浩爾、萩原

金美、湯浅道男

議題

一、第一一回大会について

日時：二〇〇三年二月二〇日（土）

会場：早稲田大学国際会議場

テーマ：生涯スポーツをめぐる諸問

題―法と政策

二、少年スポーツフォーラムについ

て

二〇〇四年二月八日（日）に京都

タワーホテルで開催されることが

報告された。

三、新入会員について

以下の三名の入会が承認された。

現在の会員数は二七三名。

天海義彦（弁護士）、橋岡宏成（国

吉法律事務所）、村上義弘（東京あ

おい法律事務所）

四、会費納入について

現在までの本年度会費納入者が九

七名であることが報告された。会

費の三年度以上未納者について督

促をすることが確認された。

五、年報の販売促進

年報の在庫状況が報告され、引き

続き販売促進を図ることが確認さ

れた。

六、第一一号からの年報編集につい

て

現在、一社からの見積もりがでて

いて、他社からの見積もりを待つ

ている状況であることが報告され

た。

次回は、九月二〇日（土）一四時

からスポーツマンクラブの予定

二〇〇三年 第四回

日時：二〇〇三年九月二〇日（土）

場所：岸記念体育会館内スポーツマ

ンクラブ

出席理事：小笠原正会長、菅原哲朗

副会長、濱野吉生、森川貞夫

委任状提出：井上洋一、浦川道太郎、

諏訪伸夫、中村浩爾、望月浩一郎、

湯浅道男

議題

一、第一一回大会について

日時：二〇〇三年二月二〇日（土）

会場：早稲田大学国際会議場三下第

二会議室

懇親会：レストラン高田牧舎（会費

四千元）

第一一回大会の準備状況について

報告があった。会場が例年の隣の

部屋であるので注意が必要である

とのこと。

二、会費納入状況

現在のところ、今年度年会費支払

い済みは一二一名があることが

報告された。納入率は約四五％。

大会案内、会報郵送時に催促をす

ることが確認された。

三、新入会員について

以下の四名の入会申込みがあり、承認された。現在の会員数は、二七六名。

宮崎誠司（宮崎総合法律事務所）

横山経通（森・濱田・松本法律事務所）

中西和幸（田辺総合法律事務所）

櫻井喜久司（櫻井法律事務所）

四、年報第一〇号の編集について

総会時に配布できるよう編集作業

が進んでいることが報告された。

記念講演の延基榮先生、千葉正士

先生、通訳の金炳学氏には、一冊

ずつ贈呈することが確認された。

五、年報第一一号以降に関して

まだ、見積もりが一社のみなので、

次回理事会まで他社からの見積も

りを待ち、その中から選択をする

ことが確認された。

新年報のスタイルや編集規定等に

関する案も次回理事会に提出をす

ることが確認された。

六、会報第二二号の発行について

一〇月中旬の発送に向けて準備を

していることが報告された。

次回は一〇月二十五日（土）午後二

時、場所は岸記念体育会館内ス

ポーツマンクラブ。

2002年度 会計報告

日本スポーツ法学会 2002 年度会計報告
(2001年10月1日～2002年9月30日迄)

2003.4.7

収入の部		支出の部	
		(単位：円)	
会費	498,000	大会開催費	80,121
大会参加費	64,000	会報作成費	148,680
補助金	40,000	通信費	208,834
寄附金	0	会議費	0
広告収入	80,000	研究専門委員会開催費	417
年報売上	564,730	研究専門委員会補助費	0
雑収入	9,000	年報編集費	60,000
繰越金	773,948	名簿作成費	48,300
合計	2,029,518	事務費	97,504
		予備費	0
		年報作成費	661,500
		繰越金	724,162
		合計	2,029,518

※繰越金の内訳

郵便局口座残高	775,150
銀行口座残高	6,740
事務局預り金	325,872
現金	1,000
清算未了	△384,600
合計	724,162

以上の通り相違ないことを認めます。

監事

日野一男

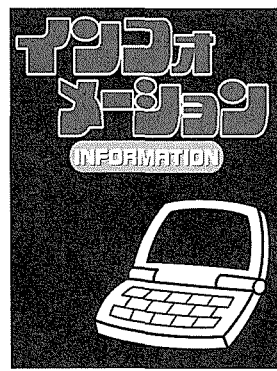


2003年度 予算案

(2002年10月1日～2003年9月30日迄)

(単位：円)

収入の部	支出の部
会費 (通常会費)	大会開催費
1,181,250	50,000
会費 (大学院生会費)	会報作成費
56,250	120,000
大会参加費	通信費
70,000	230,000
補助金	会議費
40,000	5,000
寄附金	研究専門委員会開催費
0	30,000
広告収入	研究専門委員会補助費
50,000	90,000
繰越金	年報編集費
586,996	60,000
	事務費
	50,000
	振込手数料
	3,000
合計	1,984,496
	予備費
	50,000
	年報購入費
	8,400
	年報作成費
	756,000
	繰越金
	432,096
	合計
	1,984,496



千葉正士元会長に

国際賞

本会の元会長千葉正士先生に
 法と社会学会 (Law & Society
 Assosiatin) 2003年度国
 際賞が贈られることになりました。
 た。本賞は、隔年に通常アメリ
 カ以外に居住している、法社会
 学における知識の増進を図り重
 要な貢献を行った人に対して贈
 られるものです。詳細は次号で
 お知らせします。

年報の発送について

一 学会費が値上げになったことに
 ともない、年報一〇号は、学会費
 の納入を完了いただいた会員へ発
 送させて頂きます。年報一〇号の
 発行予定は、二〇〇三年一二月
 中旬を予定しております。年報発行
 は会計年度終了後という関係にな
 りますので御留意ください。

二 二〇〇三年一二月二〇日(土)
 に開催予定の第一回大会まで
 に、二〇〇三年度年会費を納入さ
 れた会員には次のいずれかの方法
 で年報をお渡しします。

- ・ 第一回大会参加時に手渡しに
 してお渡しします。
- ・ 第一回大会に参加されなかつ
 た方については、一月中旬に郵送
 にて発送致します。
- 三 年報の発送手続は次の通りとな
 っています。

(1) 各会員が所定の「振込取扱票」
 を利用して、郵便局で会費を納入
 する。銀行振込で支払いを希望さ
 れる方は次の銀行口座に送金さ
 れ、所定の「送金連絡書」をもつ
 て送金した旨の連絡をする。
 銀行名 東京三菱銀行 立川支店

口座番号 普通口座 No2021255

口座名 日本スポーツ法学会

(2) 郵便振替の場合、約1週間後
 郵便局から学会事務局に振込の通知
 が届く。

(3) 月に二度ほどまとめて処理し、
 発売元のトスエントプライズに
 発送の依頼をする。

(4) 依頼後三〜四日程度でトスエ
 ントプライズから年報が発送され
 る。

このように、会費納入から実際に
 年報が届くまでには、多少の時間
 がかります。あらかじめご了承
 ください。

年報のバックナンバー について

一 年報のバックナンバーにつ
 いては、日本スポーツ法学会
 として販売できるものと早稲
 田大学出版会が販売をしてい
 るものと二種類あります。
 二 ついては、バックナンバー
 については各号ごとに次のと
 おりお申し込みください。

計87事例
を掲載

¥3,150 (税込) スポーツ事故判例集

ケーススタディ 改訂第4版

スポーツアクシデント

元 東京女子体育大学名誉教授
伊藤 堯 編著
(元 日本スポーツ法学会理事)

体育授業中の水泳スタート練習中での事故
 夜間のスキー場で遊具用ソリで滑走中に鉄塔に衝突した事故
 国際大会出場選手とトレーニングセンター会員の衝突事故
 テニスクラブの会費値上げ反対デモ行進参加者への損害賠償請求
 など、指導者・管理者必見の事例に法的な解説を掲載。

ハガキ/FAX/電子メールで御注文下さい。
 〒105-0014港区芝2-27-8-1F 体育施設出版 販売部
 FAX 03-3457-7112 E-mail: books@taiiku.co.jp
 記入事項 (書籍名/住所/購入者氏名/連絡先電話番号)

お問合せは ☎03-3457-7122

2003 スポーツ六法 伊藤 堯・山田良樹 編
 新訂版 B6版 本体 2857円

基本法はもちろん、スポーツのあらゆる場面を想定した条例・規則・通達等多数収録!
 体育・スポーツ事故判例、保険制度等の資料もさらに充実、関係者必携の書!

- 第一編 基本法 [スポーツ基本権について]
- 第二編 スポーツ振興 [21世紀におけるスポーツ振興の重要性]
- 第三編 事故・責任 [スポーツ事故をめぐる法的諸問題]
- 第四編 スポーツ安全 [スポーツ振興と事故対策の重要性]
- 第五編 学校スポーツ [学校における体育・スポーツ事故と教師の対応]
- 第六編 組織・運営その他 [スポーツ行政関連法令の体系と多様化するスポーツ]
- 資料編 体育・スポーツ関係表/文部省体育局所管法人一覧/保険制度一覧/体育・スポーツ事故判例一覧/事故判例の取り扱い方/保健体育審議会答申等一覧/関係法令等

〒171-0042 東京都豊島区高松 2-8-6 道和書院 TEL (03) 3955-5175
 FAX (03) 3955-5102